

国立大学法人奈良教育大学業務方法書

第1章 目的等

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57条）第8条に規定する事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

第2章 業務委託の基準

(業務の委託)

第2条 国立大学法人奈良教育大学（以下「奈良教育大学」という。）は、国立大学法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第8号に規定する業務の一部を奈良教育大学以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができること認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第3条 奈良教育大学は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第3章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第4条 奈良教育大学は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申し込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許されない場合その他規定で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

第4章 雑則

第5条 法令及びこの業務方法書に定めるもののほか、奈良教育大学の業務に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第4条の規定は平成26年4月16日から適用する。